

ポイント①  
〈申請団体〉

コミュニティ協議会、  
自治会ほか、実行委員  
会組織、NPO など

地域活動団体

ポイント②  
〈補助率〉

補助対象経費  
の  
5分の4

5つの応援ポイント♪



# 地域の祭り・イベント等の 用具整備を応援します!!

ポイント③  
〈補助金上限額・下限額〉

用具購入費・修繕費

上限額 100万円  
下限額 5万円

ポイント④  
〈補助対象の事業期間〉

令和4年度  
および  
令和5年度

ポイント⑤  
〈さかのぼり申請〉

令和4年度限定

4月1日以降に  
購入・修繕した  
事業が対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や縮小を余儀なくされている既存の地域の祭りやイベントの再開に向けて、市では備品の購入や修繕の費用を補助します。  
※ 詳しくは別冊「申請の手引き」をご覧ください。



裏面をご覧ください。

## 1 申請できる団体：対象・非営利団体

コミュニティ協議会/ 自治会・町内会 / 実行委員会組織、NPO など

## 2 補助内容：既存の祭り・イベント等の用具の購入費・修繕費

＜補助対象の経費（例）＞

【祭り】 楽器（太鼓）、衣装（法被）、山車、屋台、装飾品（のぼり旗） ほか

【イベント】 運営用品（競技用品、長机、テント、音響設備） ほか

## 3 申請回数

1 団体につき 1 回 時期をずらして備品を購入する場合の申請方法はお問い合わせください。

## 4 事務手続きの流れ

① 区地域課・地域総務課窓口へ申請書類の提出



② 書類審査



③ 補助金交付（不交付）決定通知

◆事業は補助金交付決定通知を受けてから実施してください。交付決定前の事業経費は補助の対象となりません。



④ 整備・修繕事業の実施

◆必要に応じて概算払いができます。



⑤ 事業報告書の提出

◆事業完了後 1 か月以内に対象経費の領収書等と備品の写真を併せて提出してください。



⑥ 補助金確定通知書及び補助金交付

## 5 その他

### ◆ 補助対象外 となる事業

- ・特定の個人や事業者、政党、宗教を利することを目的とした事業などは対象外
- ・新規の祭り、イベント等は対象外 ・消耗品費は対象外

◆ 申請は、月ごとに月締め処理とさせていただきます。

◆ 全市での申請総額が事業予算総額に達した場合、受付を終了します。

## 6 「申請の手引き」および「申請書類等」の入手先

各区役所の地域課・地域総務課および市民生活部市民協働課で配布しています。  
また、新潟市のホームページからもダウンロードできます。

[トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [市民活動・市政参加](#) > [市民公益活動](#) > [地域の祭り・イベント等用具整備事業費補助](#)



＜申請について＞

○各区役所地域総務課（東・中央・西は地域課）

＜制度について＞

○新潟市市民生活部 市民協働課

電話 025-226-1105 FAX 025-228-2230